

## ○学校法人津曲学園役員報酬支給規程

平成6年3月31日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園（以下「学園」という。）の寄附行為（昭和26年3月5日制定）第6条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、津曲学園給与規程（昭和50年11月22日制定）に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員に対しては、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。ただし、津曲学園給与規程の適用を受ける者に対しては、役員としての報酬等は支給しない。

2 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。なお、学校法人津曲学園役員退職慰労金支給規程（平成6年3月31日制定）により功労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事長が決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
  - (2) 賞与 学校法人津曲学園勤勉手当規程（昭和50年11月22日制定）を準用する。
  - (3) 退職慰労金 学校法人津曲学園役員退職慰労金支給規程に基づき支給する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。

(報酬等の支給方法、締切及び計算)

第5条 役員の報酬等の支給方法、締切及び計算については、津曲学園給与規程第4条、第8条及び第13条を準用する。

(費用)

第6条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表3のとおりとする。

2 この規程に定めるもののほか、出張手続及び旅費の支給等について必要な事項は、学校法人津曲学園旅費規程(昭和50年11月22日制定)及び津曲学園国外旅費に関する内規(平成13年3月30日制定)を準用する。

3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月4日から施行する。

別表1 (第4条関係)

指定職俸給表

号俸	月額
1号	350,000円
2号	400,000円

3号	450,000円
4号	500,000円
5号	530,000円
6号	550,000円
7号	600,000円
8号	650,000円
9号	700,000円
10号	750,000円

別表2（第4条関係）

非常勤の役員報酬

区分	内容	報酬
理事	理事会等会議への出席	日額 30,000円
監事	監査業務，理事会等会議への出席	月額 100,000円

別表3（第6条関係）

国内旅費基準表

鉄道賃		航空賃	船賃	車賃	日当		宿泊料	
県内	県外				県外日帰	宿泊有	県内	県外
普通旅客運賃	普通旅客運賃 特別急行料金 急行料金 グリーン料金	実費	1等	実費	4,200	5,600	14,000	16,800

国外旅費基準表

航空賃	日当（円）				宿泊料（円）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
ビジネスクラス	8,300	7,000	5,600	5,100	25,700	21,500	17,200	15,500